

令和2年5月21日

陳情第31号

新型コロナウイルス感染症拡大に際し
第一線の医療提供体制堅持を求めることについての陳情書

新型コロナウイルス感染症拡大に際し
第一線の医療提供体制堅持を求めることについての陳情書

【陳情趣旨】

4月7日に出された緊急事態宣言が延長され、医療現場は依然混乱と危機的状況が続いています。第一線医療を担う開業医のもとには発熱症状等があってもPCR検査に至らない患者、また明確な兆候がみられない「無症候感染者」が日々来院し、その前提での診療体制が求められています。感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担が増える一方で、患者の受診控えに伴う医業収入の大幅減という厳しい状況に立たされています。その中でもかかりつけ医として、動線や診療時間を分けるなど工夫を凝らし、発熱患者への対応とそれ以外（慢性疾患の患者等）の通常診療を続けています。

とりわけ歯科は、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」（4月6日付厚労省医政局発出）を機に休診や診療時間短縮に踏み切る施設が出ており、事実上診療縮小が余儀なくされています。また休診せずとも感染への不安から患者の受診控えが特に顕著に出ており、経営悪化が深刻です。当会が行ったアンケートでは市内医療機関から「人件費等、固定費が多く今後継続できるか心配」との声もあり、経営体力の弱いところは持ちこたえられず、倒産に至るケースが出てくる可能性があります。患者・住民の健康を守るため、流行期及びアフターコロナ下の第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を強めていただきたく陳情いたします。

【陳情項目】

- 一. 地域住民のセーフティネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実し迅速に対応すること。
- 一. 具体的には、国の緊急経済対策として計上された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」、募金等の活用で下記支援策の創設を検討すること。
 - ・休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度
 - ・発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度
 - ・医療機関のテナント料支払にかかる家賃補助制度
 - ・減収15%未満のセーフティネット保証5号における信用保証料全額補助や利子補給による実質無利子化

令和2年5月21日

小田原市議会議長
奥山 孝二郎 様

提出者
横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビル2F
神奈川県保険医協会
代表者 田辺 由紀夫 印